

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-8-1
事業名	コミュニティ施設整備事業（気仙沼駅前地区）
事業費	総額141,862千円（うち国費 113,488千円） （内訳：用地費16,419千円，設計費2,424千円，工事費123,019千円）
事業期間	平成25年度から平成29年度まで
事業目的・事業地区	市内の気仙沼駅前地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地内にコミュニティ施設の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果	<p>地区名：気仙沼駅前地区 敷地面積 1,233.28 m² S造2階建，延面積 1,298.61 m²（うち，コミュニティ施設持分：251.29 m²） 1階：店舗，高齢者相談室，コミュニティ施設 2階：事務所（ハローワーク）</p> <p><調査測量設計> 平成27年度から平成29年度まで 2,424千円</p> <p><用地取得および補償> 平成25年度から平成28年度まで 16,419千円</p> <p><整備工事> 平成29年度 123,019千円</p> <p><利用開始> 平成30年 4月 1日</p>
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営気仙沼駅前住宅に居住する住民の自治会活動や趣味のサークル活動に活発に利用されているほか，気仙沼直近という立地やハローワーク等が同建物内で運営していることから，外部団体の利用も多くなっており，事業が適正に執行されていると判断される。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で11回の利用となっているが，平成30年度は56回，令和元年度は69回の利用があった。今後新型コロナウイルス感染症が終息すれば，さらなる利用の増加が見込まれる。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼駅前地区災害市公営住宅施設棟整備等事業実施要綱に基づき事業計画を公募し，審査を行い認定した業者と協定を締結した後，譲渡契約を締結し整備している。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。

③事業手法に関する調査・分析・評価

- ・気仙沼駅前地区におけるコミュニティ施設整備事業は、以下のとおりである。

＜想定した事業期間＞

調査・測量・設計：平成24年10月から平成25年 3月まで

用地買収・物件補償：平成25年 1月から平成25年 3月まで

整備工事：平成25年 4月から平成27年 3月まで

利用開始：平成27年 4月

＜実際に事業に有した事業期間＞

調査・測量・設計：平成27年 4月から平成30年 2月まで

用地買収・物件補償：平成26年 3月から平成28年 9月まで

整備工事：平成29年 9月から平成30年 2月まで

利用開始：平成30年 4月

- ・調査・測量・設計については、設計業務を建設工事内で行っており、建設工事事業期間と同時期としている。
- ・建設工事の想定した事業期間は、災害公営住宅を含めた建設工事の事業期間としている。
- ・整備工事は他工事との調整に時間を要し、着手が想定よりも遅れたが、利用開始に必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。



施設全景（奥は気仙沼駅前住宅）

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-4-10-1 事業名 福祉センター整備事業（鹿折地区）
事業費 総額88,987千円（うち国費 71,188千円）※事業費はすべて用地費
事業期間 平成25年度
事業目的・事業地区 市内の鹿折地区において、災害公営住宅と併せて整備を行う福祉センターの用地取得を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果 地区名：鹿折地区 用地面積 3,882.13 m ² （コミュニティ施設延面積1,374.90 m ² ） <用地取得および補償> 平成25年度 88,987千円 <利用開始> 平成25年10月31日
事業の実績に関する評価 ①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 ・用地取得後に整備した福祉センターは、社会福祉や健康増進を目的とした事業で利活用されており、適正に執行されていると判断される。 ②コストに関する調査・分析・評価 ・不動産鑑定評価に基づき、売買価格を確定し土地売買契約を締結しており、適切な用地費であると判断される。 ③事業手法に関する調査・分析・評価 ・鹿折地区における福祉センター整備事業は、以下のとおりである。 <想定した事業期間> 用地取得・物件補償：平成25年 1月から平成25年 3月まで 供用開始：平成25年 4月 <実際に事業に有した事業期間> 用地取得・物件補償：平成25年 7月から平成25年10月まで 供用開始：平成25年10月 ・福祉センター用地は、災害公営住宅用地内に位置しており、想定及び実際に事業に有した事業期間は災害公営住宅用地を含めた事業期間としている。 ・造成工事は、鹿折地区被災市街地土地区画整理事業にて行っており、必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。
事業担当部局 建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-10-2
事業名	コミュニティ施設整備事業（鹿折地区）
事業費	総額204,401千円（うち国費 163,520千円） （内訳：用地費27,614千円，設計費2,235千円，工事費174,552千円）
事業期間	平成25年度から平成28年度まで
事業目的・事業地区	市内の鹿折地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地内にコミュニティ施設の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果	地区名：鹿折地区 コミュニティ施設延床面積 227.07 m ² <調査測量設計> 平成25年度から平成26年度まで 2,235千円 <用地取得および補償> 平成25年度 27,614千円 <整備工事> 平成25年度から平成28年度まで 174,552千円 <利用開始> 平成29年 1月 1日
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営鹿折南住宅に居住する住民の自治会活動や趣味のサークル活動に活発に利用されており，事業が適正に執行されていると判断される。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で95回の利用となっているが，平成30年度は328回，令和元年度は425回の利用があった。今後新型コロナウイルス感染症が終息すれば，さらなる利用の増加が見込まれる。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿折地区におけるコミュニティ施設整備事業は，以下のとおりである。

<想定した事業期間>

調査・測量・設計：平成24年10月から平成25年 3月まで
用地買収・物件補償：平成25年 1月から平成25年 3月まで
整備工事：平成25年 4月から平成28年 3月まで
利用開始：平成28年 4月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成26年10月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成25年10月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年12月まで
利用開始：平成29年 1月

- ・調査・測量・設計については、設計業務を建設工事期間中まで行っており、建設工事と同時期までとしている。
- ・建設工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は災害公営住宅を含めた建設工事の事業期間としている。
- ・設計等に時間を要したため、工事開始時期が遅れ、事業期間が想定よりも遅れたが、利用開始に必要な工事を完了させた後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。

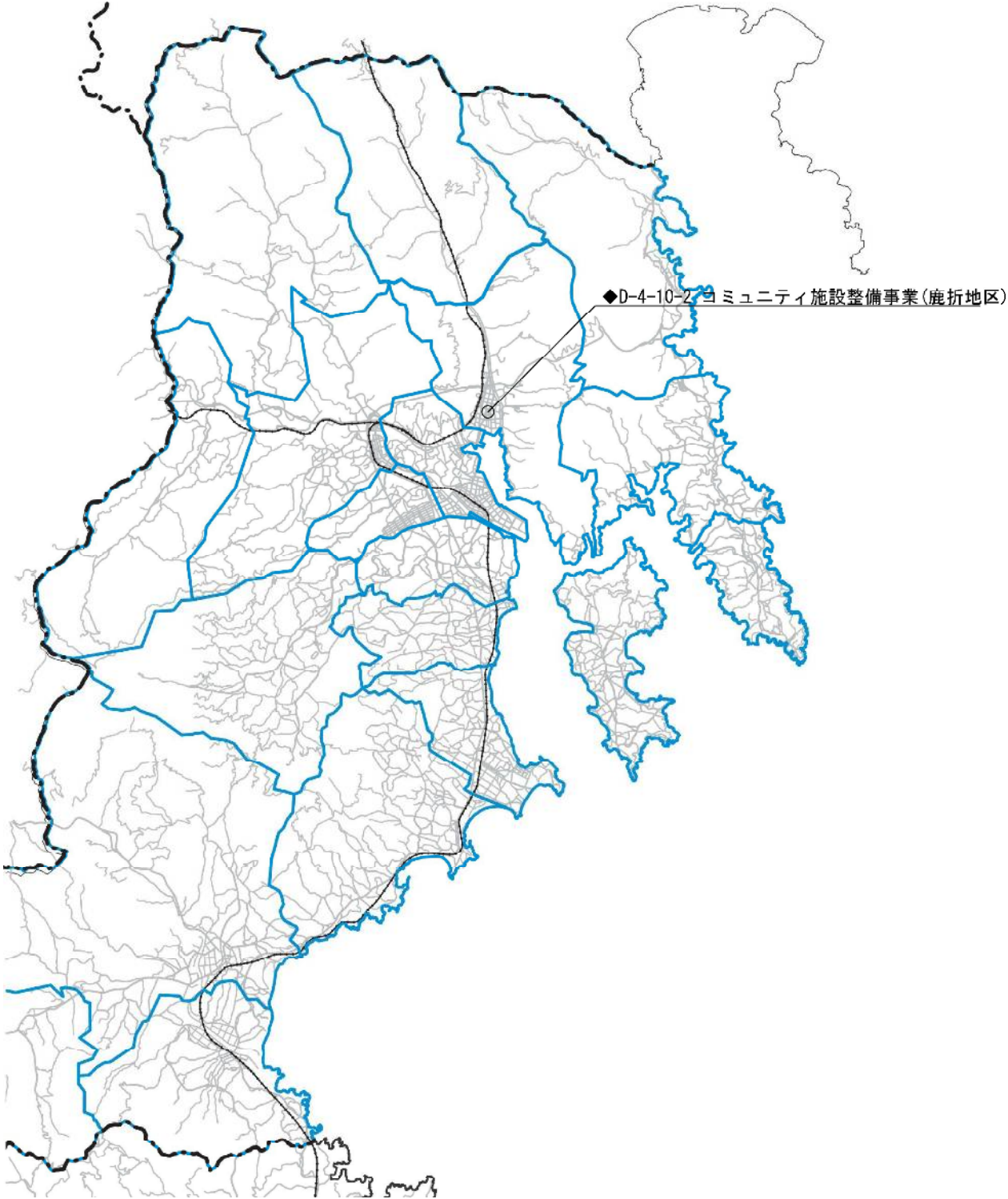


施設全景

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-10-3												
事業名	道路施設整備事業（鹿折地区）												
事業費	総額20,534千円（うち国費 16,426千円） （内訳：用地費13,026千円，設計費95千円，工事費7,413千円）												
事業期間	平成25年度から平成28年度まで												
事業目的・事業地区	市内の鹿折地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地外周部に歩道の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）												
事業結果	<p>地区名：鹿折地区 道路（歩道のみ）延長 234.32m</p> <p>＜調査測量設計＞ 平成25年度から平成26年度まで 95千円</p> <p>＜用地取得および補償＞ 平成25年度 13,026千円</p> <p>＜整備工事＞ 平成25年度から平成28年度まで 7,413千円</p> <p>＜利用開始＞ 平成28年 7月29日</p>												
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅敷地に面する道路の歩道拡幅整備を行ったもので，団地近隣歩道として利用されている。歩行者及び車両運転手共，安心・安全な利用に繋がっていることから，事業については適切な規模で執行されていると判断される。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿折地区における道路施設整備事業は，以下のとおりである。 <p>＜想定した事業期間＞</p> <table> <tr> <td>調査・測量・設計</td> <td>平成24年10月から平成25年</td> <td>3月まで</td> </tr> <tr> <td>用地買収・物件補償</td> <td>平成25年</td> <td>1月から平成25年3月まで</td> </tr> <tr> <td>整備工事</td> <td>平成25年</td> <td>4月から平成28年3月まで</td> </tr> <tr> <td>利用開始</td> <td>平成28年</td> <td>4月</td> </tr> </table>	調査・測量・設計	平成24年10月から平成25年	3月まで	用地買収・物件補償	平成25年	1月から平成25年3月まで	整備工事	平成25年	4月から平成28年3月まで	利用開始	平成28年	4月
調査・測量・設計	平成24年10月から平成25年	3月まで											
用地買収・物件補償	平成25年	1月から平成25年3月まで											
整備工事	平成25年	4月から平成28年3月まで											
利用開始	平成28年	4月											

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成26年10月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成25年10月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年12月まで
利用開始：平成28年 7月

- ・整備工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は建設工事の事業期間としている。
- ・設計等に時間を要したため、工事開始時期が遅れたが、利用開始に必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-9-1
事業名	コミュニティ施設整備事業（幸町地区）
事業費	総額148,565千円（うち国費 118,851千円） （内訳：用地費15,255千円，設計費1,322千円，工事費131,988千円）
事業期間	平成25年度から平成27年度まで
事業目的・事業地区	市内の幸町地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地内にコミュニティ施設の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果	地区名：幸町地区 敷地面積 9,834.72 m ² （災害公営住宅を含む街区全体） RC造平屋建，延面積 234.06 m ² <調査測量設計> 平成25年度から平成27年度まで 1,322千円 <用地取得および補償> 平成25年度 15,255千円 <整備工事> 平成25年度から平成27年度まで 131,988千円 <利用開始> 平成28年 3月30日
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営幸町住宅に居住する住民の自治会活動や趣味のサークル活動に活発に利用されており，事業が適正に執行されていると判断される。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で101回の利用となっているが，平成30年度は104回，令和元年度は129回の利用があった。今後新型コロナウイルス感染症が終息すれば，さらなる利用の増加が見込まれる。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸町地区におけるコミュニティ施設整備事業は，以下のとおりである。

＜想定した事業期間＞

調査・測量・設計：平成25年 4月から平成25年 9月まで
用地買収・物件補償：平成25年 4月から平成25年 9月まで
整備工事：平成25年10月から平成28年 3月まで
利用開始：平成28年 4月

＜実際に事業に有した事業期間＞

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成28年 3月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成26年 1月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年 3月まで
利用開始：平成28年 3月

- ・調査・測量・設計については、設計業務を建設工事期間中まで行っており、建設工事と同時期までとしている。
- ・建設工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は災害公営住宅を含めた建設工事の事業期間としている。
- ・造成工事の影響から工事着手が想定よりも遅れたが、利用開始に必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。



施設全景

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-9-2
事業名	道路施設整備事業（幸町地区）
事業費	総額95,495千円（うち国費 76,395千円） （内訳：用地費65,972千円，設計費293千円，工事費29,230千円）
事業期間	平成25年度～平成27年度
事業目的・事業地区	市内の幸町地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地外周部に道路等の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果	地区名：幸町地区 道路（歩道のみ）延長 518.60m <調査測量設計> 平成25年度から平成27年度まで 293千円 <用地取得および補償> 平成25年度 65,972千円 <整備工事> 平成25年度から平成27年度まで 29,230千円 <利用開始> 平成28年 3月31日
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅敷地内の道路沿いに歩道を整備する道路拡幅整備を行ったもので，団地近隣歩行道として利用されており，歩行者及び車両運転手共，安心・安全な利用に繋がっている。事業については適切な規模で執行されていると判断される。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸町地区における道路施設整備事業は，以下のとおりである。 <p><想定した事業期間></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・測量・設計：平成25年 4月から平成25年 9月まで 用地買収・物件補償：平成25年 4月から平成25年 9月まで 整備工事：平成25年10月から平成28年 3月まで 利用開始：平成28年 4月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成28年 3月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成26年 1月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年 3月まで
利用開始：平成28年 3月

- ・整備工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は建設工事の事業期間としている。
- ・造成工事の影響から工事着手が想定よりも遅れたが、スケジュールの調整等により想定した事業期間内に工事完了することができたことから、適切に事業が行われたと判断される。

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-9-3
事業名	コミュニティ施設整備事業（内の脇地区）
事業費	総額156,491千円（うち国費 125,192千円） （内訳：用地費5,487千円，設計費1,571千円，工事費149,433千円）
事業期間	平成25年度から平成28年度まで
事業目的・事業地区	市内の内の脇地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地内にコミュニティ施設の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）
事業結果	<p>地区名：内の脇地区 敷地面積 8,012.36 m²（災害公営住宅を含む敷地全体） 鉄筋コンクリート造2階建，延面積 258.30 m²</p> <p>＜調査測量設計＞ 平成25年度から平成28年度まで 1,571千円</p> <p>＜用地取得および補償＞ 平成25年度 5,487千円</p> <p>＜整備工事＞ 平成25年度から平成28年度まで 149,433千円</p> <p>＜利用開始＞ 平成28年 8月31日</p>
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営内の脇住宅に居住する住民の自治会活動や趣味のサークル活動に活発に利用されており，事業が適正に執行されていると判断される。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で114回の利用となっているが，平成30年度は303回，令和元年度は217回の利用があった。今後新型コロナウイルス感染症が終息すれば，さらなる利用の増加が見込まれる。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内の脇地区におけるコミュニティ施設整備事業は，以下のとおりである。

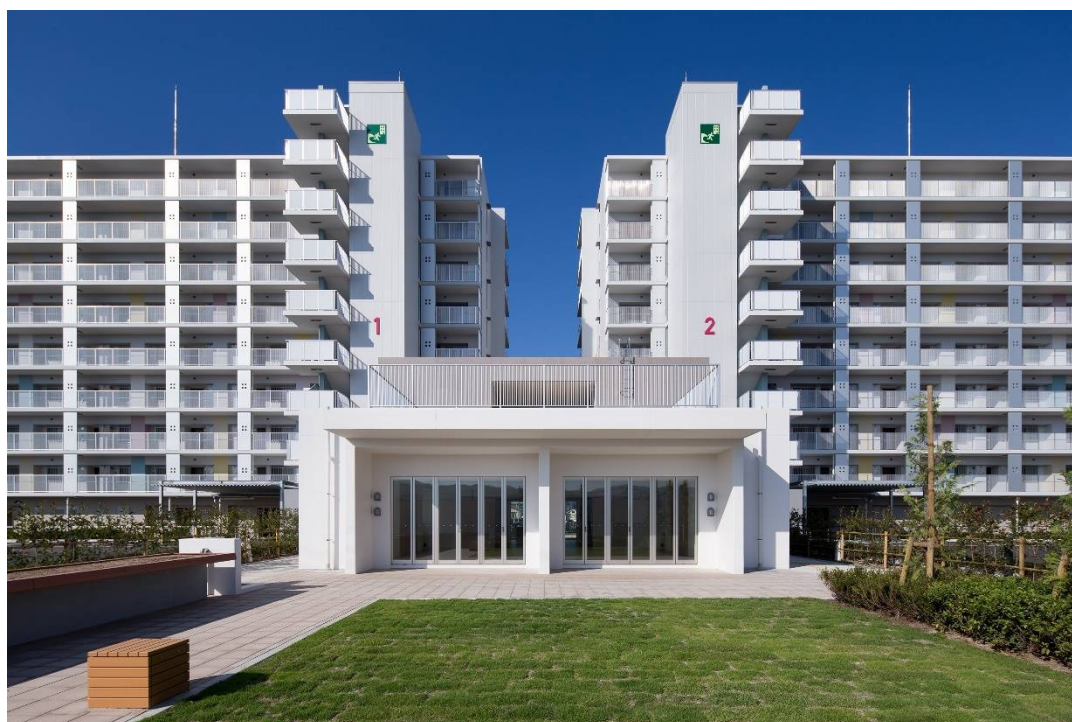
<想定した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 4月から平成25年 9月まで
用地買収・物件補償：平成25年 4月から平成25年 9月まで
整備工事：平成25年10月から平成28年 3月まで
利用開始：平成28年 4月

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成28年 8月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成26年 1月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年 8月まで
利用開始：平成28年 8月

- ・調査・測量・設計については、設計業務を建設工事期間中まで行っており、建設工事と同時期までとしている。
- ・建設工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は災害公営住宅を含めた建設工事の事業期間としている。
- ・造成工事の影響から工事着手が想定よりも遅れたが、利用開始に必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。

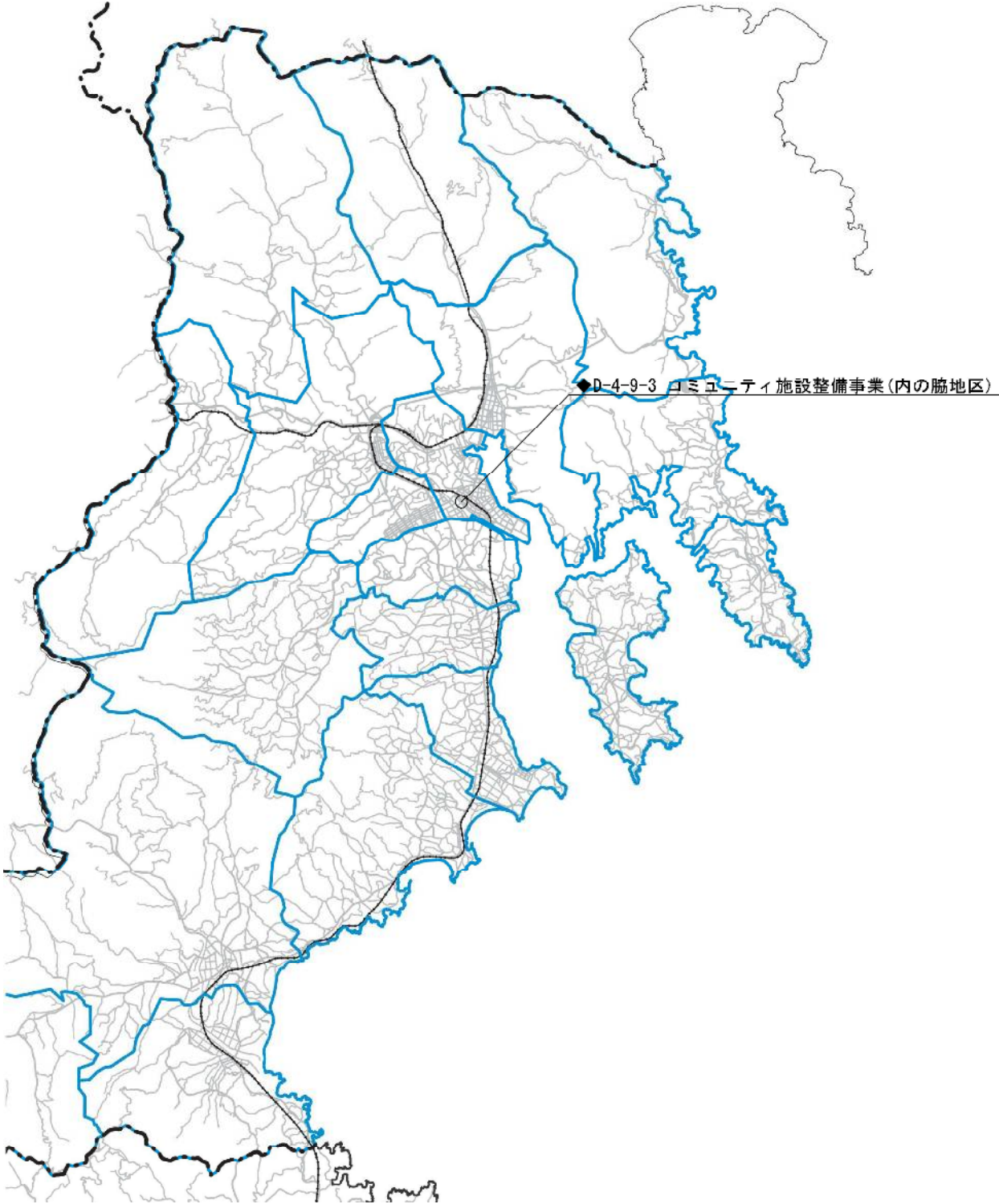


施設全景（奥は内の脇住宅）

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-9-4																
事業名	道路施設整備事業（内の脇地区）																
事業費	総額15,268千円（うち国費 12,213千円） （内訳：用地費7,048千円，設計費86千円，工事費8,134千円）																
事業期間	平成25年度から平成28年度まで																
事業目的・事業地区	市内の内の脇地区において，災害公営住宅を建設するに伴い，団地外周部に道路等の整備を行ったもの。（位置図は別紙のとおり）																
事業結果	地区名：内の脇地区 道路（歩道のみ）延長 259.36m <調査測量設計> 平成25年度から平成28年度まで 86千円 <用地取得および補償> 平成25年度 7,048千円 <整備工事> 平成25年度から平成28年度まで 8,134千円 <利用開始> 平成28年 8月31日																
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅敷地内の道路沿いに歩道を整備する道路拡幅整備を行ったもので，団地近隣歩行道として利用されており，歩行者及び車両運転手共，安心・安全な利用に繋がっている。事業については適切な規模で執行されていると判断される。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は，東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき，独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い，設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し，譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内の脇地区における道路施設整備事業は，以下のとおりである。 <p><想定した事業期間></p> <table> <tr> <td>調査・測量・設計</td> <td>平成25年</td> <td>4月から平成25年</td> <td>9月まで</td> </tr> <tr> <td>用地買収・物件補償</td> <td>平成25年</td> <td>4月から平成25年</td> <td>9月まで</td> </tr> <tr> <td>整備工事</td> <td>平成25年</td> <td>10月から平成28年</td> <td>3月まで</td> </tr> <tr> <td>利用開始</td> <td>平成28年</td> <td>4月</td> <td></td> </tr> </table>	調査・測量・設計	平成25年	4月から平成25年	9月まで	用地買収・物件補償	平成25年	4月から平成25年	9月まで	整備工事	平成25年	10月から平成28年	3月まで	利用開始	平成28年	4月	
調査・測量・設計	平成25年	4月から平成25年	9月まで														
用地買収・物件補償	平成25年	4月から平成25年	9月まで														
整備工事	平成25年	10月から平成28年	3月まで														
利用開始	平成28年	4月															

<実際に事業に有した事業期間>

調査・測量・設計：平成25年 9月から平成28年 8月まで
用地買収・物件補償：平成25年 7月から平成26年 1月まで
整備工事：平成26年 3月から平成28年 8月まで
利用開始：平成28年 8月

- ・整備工事は、災害公営住宅の建設工事内にて行っており、想定した事業期間及び実際に事業に有した事業期間は建設工事の事業期間としている。
- ・造成工事の影響から工事着手が想定よりも遅れたが、利用開始に必要な工事完了後、ただちに利用開始できるよう整備を進めたことから、事業手法は概ね適切であったと判断される。

事業担当部局

建設部住宅課 電話番号：0226-22-3426

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-4-7-2
事業名	道路施設整備事業(南郷地区)
事業費	総額19,383千円(うち国費 15,505千円) (内訳: 設計費469千円, 工事費18,914千円)
事業期間	平成24年度から平成26年度まで
事業目的・事業地区	市内の南郷地区において, 災害公営住宅を建設するに伴い, 団地外周部に歩道の整備を行ったもの。(位置図は別紙のとおり)
事業結果	地区名: 南郷地区 道路(新設歩道幅員 2.5m, 延長 334.64m) <調査測量設計> 平成24年度から平成26年度まで 469千円 <整備工事> 平成25年度から平成26年度まで 18,914千円 <利用開始> 平成27年 1月31日
事業の実績に関する評価	<p>①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅敷地に面する道路の歩道整備を行ったもので, 団地近隣歩行道として利用されている。歩行者及び車両運転手共, 安心・安全な利用に繋がっていることから, 事業については適切な規模で執行されていると判断される。 <p>②コストに関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地部の中高層住宅は, 東日本大震災復興特別区域法第74条に基づき, 独立行政法人都市再生機構に災害公営住宅計画を示し実施の要請を行い, 設計及び協議を重ね整備した。国土交通大臣の定める標準建設費等に基づき譲渡代金を精査し, 譲渡契約を締結しており妥当な工事費であると判断される。 <p>③事業手法に関する調査・分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷地区における道路施設整備事業は, 以下のとおりである。 <p><想定した事業期間></p> <p>調査・測量・設計: 平成24年10月から平成25年 3月まで 改良工事: 平成25年 4月から平成27年 3月まで 利用開始: 平成27年 4月</p> <p><実際に事業に有した事業期間></p> <p>調査・測量・設計: 平成24年10月から平成27年 3月まで 改良工事: 平成25年10月から平成27年 3月まで 利用開始: 平成27年 1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備工事は, 災害公営住宅の建設工事内にて行っており, 想定した期間内に工事完了することができたことから, 適切に事業が行われたと判断される。
事業担当部局	建設部住宅課 電話番号: 0226-22-3426

位置図

